

令和8年（2026年）1月22日（木）

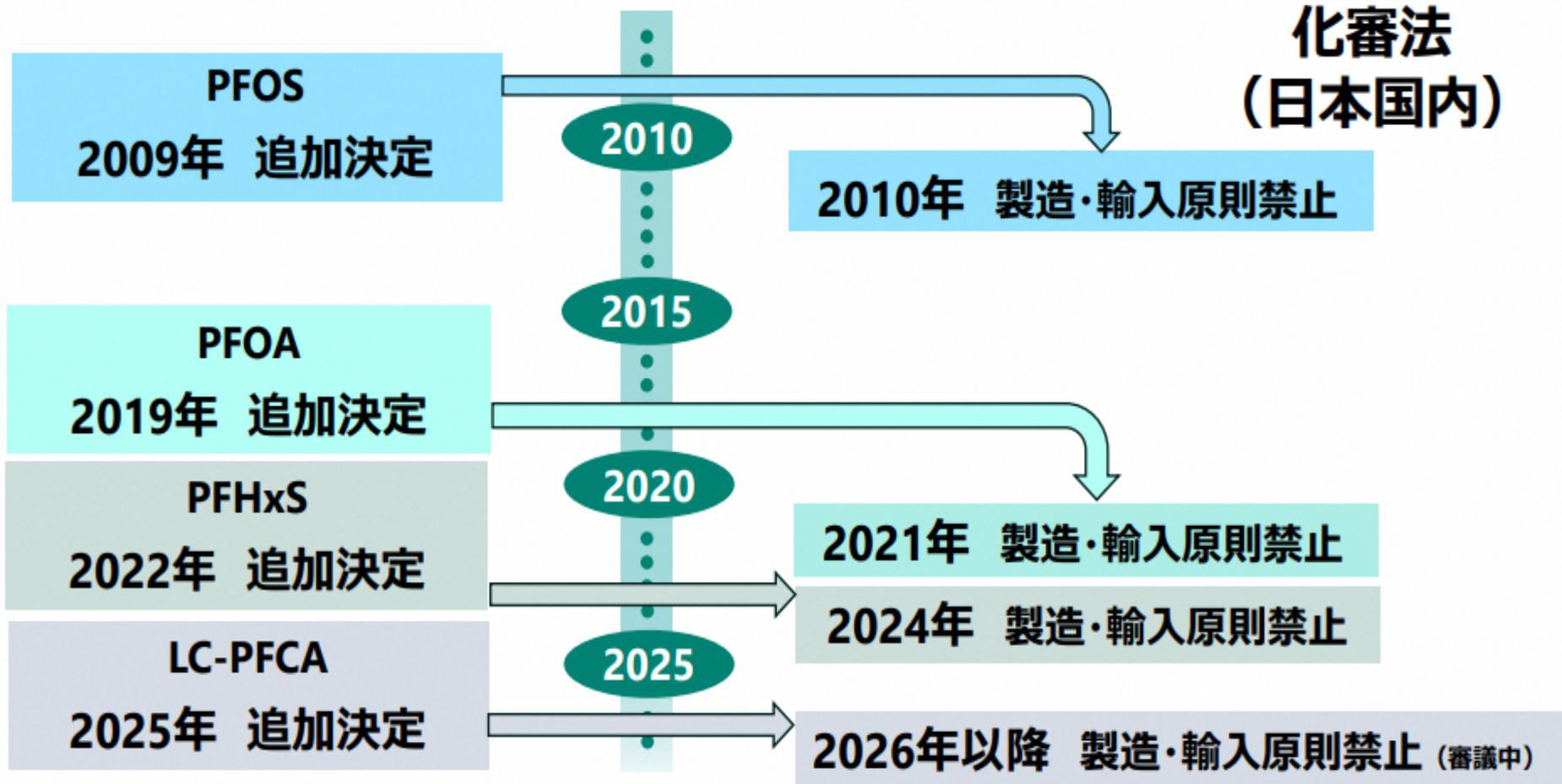
PFASについて

北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課

規制の状況

【製造・使用等の制限】

POPs条約



【水道・公共用水域における基準等】

PFOS+PFOA : 50ng/L

※ 【水道】 水質基準（施行前）
【公共用水域】 指針値

水道

R2.4 暫定目標値を設定

R7.6 水質基準化（R8.4施行）
（事業者の検査・超過時の改善義務化）

公共用水域

R2.5 PFOS・PFOAを要監視項目へ追加
（暫定指針値を設定）

R5.2 指定物質へ追加
（流出時措置及び知事への報告義務化）

R7.6 暫定指針値⇒指針値へ変更
（水道法改正に併せ、課長通知）

【水道・公共用水域における検討中の項目】

**PFBS、PFHxS、PFBA、PFPeA、PFHxA、
PFHpA、PFNA、HFPO-DA**

国内の検出状況

国際的動向（PoPs,WHO）

毒性情報

リスク管理の方策

知見の集積

柔軟な見直し



環境省

PFAS対策推進費



【令和8年度予算(案) 189百万円 (189百万円)】

【令和7年度補正予算額 944百万円】

PFASの科学的知見を充実させつつ、汚染拡大対策の支援等を進めます。

1. 事業目的

- ・ 環境中の存在状況、有害性等に関する知見の充実を通じた更なる対策の検討
- ・ 正確かつ分かりやすい情報発信による不安解消

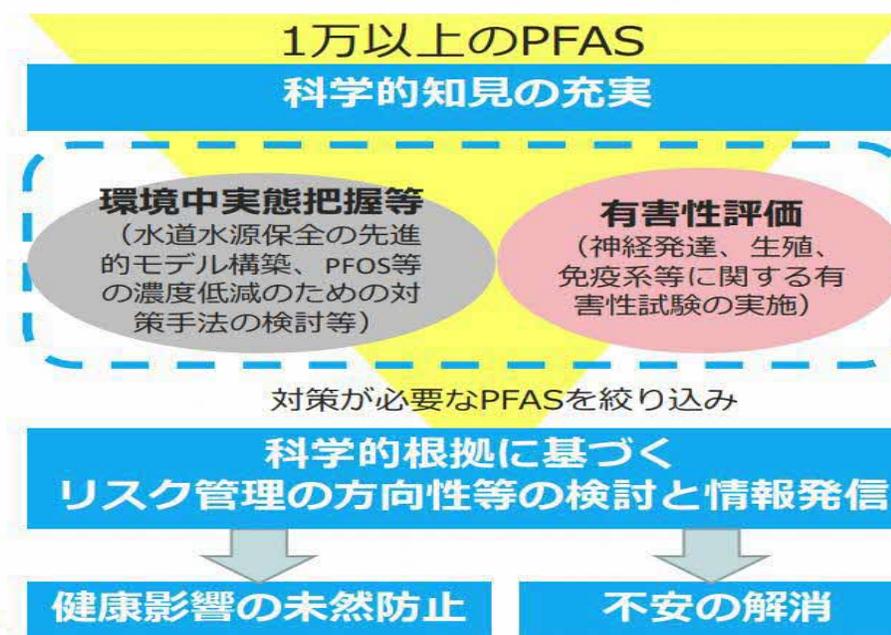
2. 事業内容

- ① PFASの有害性評価：
様々なPFASについて、神経発達、生殖、免疫系に対する影響、発がん性等に関する試験を実施し、それらの知見から有害性を評価する。
- ② PFAS対策の総合的な検討：
①の情報や国内外の動向等を踏まえ、リスク管理の方向性等を検討する。また、PFASに関する正確で分かりやすい情報発信を強化する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託 (①) ・ 請負 (②)
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～8年度 (①第I期)、令和8年度～10年度 (②)

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省水・大気環境局環境管理課有機フッ素化合物対策室

電話：03-5521-8313

総PFAS対策等検討事業



【令和8年度予算(案)「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費」のうち 50百万円(50百万円)】環境省



諸外国の動向なども参考に、PFASの性状・用途に応じた排出抑制等の適正管理の在り方等を検討します。

1. 事業目的

- ① 欧米をはじめとする諸外国のPFASに係る規制や管理方策等の動向や、PFASに関連する国際的な知見の蓄積・議論の動向などについて情報収集を強化し、我が国の規制・適正管理の在り方について検討する。
- ② PFASの中でも、既に化審法で製造・輸入が禁止されているPFOS、PFOA等を含有する泡消火薬剤について、在庫量把握の取組を広く展開し、適正管理や代替を促進することで、PFASによる環境汚染を防止する。

2. 事業内容

令和5年7月に「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」にて取りまとめられた「PFASに関する今後の対応の方向性」を踏まえ、我が国においても優先順位を付けつつ、PFASに喫緊に対応する必要がある。

【国外調査による情報収集】

- ・ 欧州REACHや米国規制の動向をはじめ、諸外国のPFASに係る規制や管理方策等について情報収集する。
- ・ スtockホルム条約の枠組みにおけるPFASのリスク評価に係る新しい知見の蓄積や議論の動向、それらを踏まえた対応のために必要な情報を収集する。

【PFASの適正管理の在り方検討】

- ・ PFOS、PFOA等を含有する泡消火薬剤について、令和7年度の在庫量把握方法に係る検討成果を活用して実態把握の取組を広く展開するとともに、適正管理や代替の促進に向けて、その実態や各種施策を踏まえた効果的な取組を検討・実施する。

3. 事業スキーム

- | | |
|----------|----------------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 委託・請負先 | 民間事業者・団体/研究機関等 |
| ■ 実施期間 | 令和6年度～ |

4. 事業イメージ

【国外調査による情報収集】
欧米や国際的な規制・管理方策の動向等について、必要な情報収集を強化



【PFASの適正管理のあり方検討】
PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量把握の取組の展開等



泡消火薬剤の在庫量把握方法に係る検討成果をもとに、実態把握を促進



在庫量把握、適正管理の必要性の周知、代替促進などに繋げる

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室 電話：03-5521-8253

安平川のPFAS（PFOS+PFOA）超過

【経過】

- ▶ 令和6年7月、苫小牧工水第二施設からのラピダスへの工業用水の供給を控え、企業局がPFAS（PFOS+PFOA）の水質検査を実施したところ、取水地点の安平川から国が定める指針値（50ng/L）を超える**59ng/L**のPFASが検出。
- ▶ 同月、上流から下流までの8地点で追加検査を実施したところ、**源武橋で指針値の超過（95ng/L）を確認。**更に翌8月に上流4カ所で検査を実施（**指針値超過はなし**）。
- ▶ 同年10月から、年間を通じた**四半期毎のモニタリング調査**を実施。
- ▶ R7年7月・10月に、これまでの水質測定結果を元に、**源武橋の上流3地点で、水質検査を実施。**

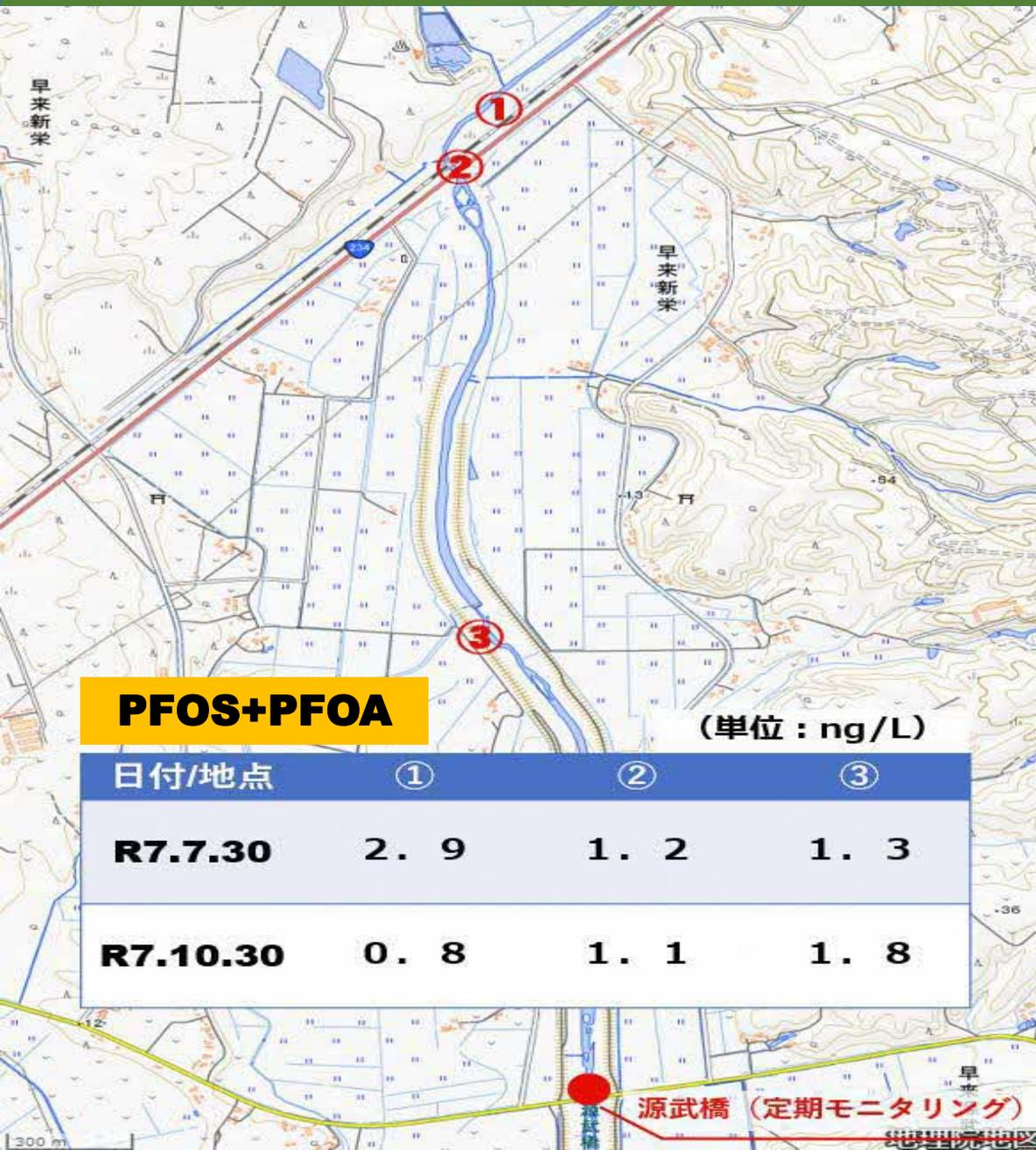
安平川でのモニタリング調査

安平川・源武橋における年間を通じたPFAS（PFOS+PFOA）の存在状況を確認するため、四半期毎のモニタリング調査を実施

	R6.7.16 (参考)	R6.10.21	R7.1.23	R7.4.22	R7.7.30	R7.10.30
PFOS	0.18	0.29	<0.15	<0.15	0.38	0.11
PFOA	95	4.0	2.2	1.8	2.3	1.0
合計 (指針値)	95	4.3	2.3	2.0	2.7	1.1

※有効数字2桁で処理した値を掲載しているため、合計の値は、「PFOS」及び「PFOA」の結果の合計値と一致しない場合があります。

源武橋上流におけるPFAS (PFOS+PFOA) 調査



- ☑ R7.7.30,10.30の2度に渡り、昨年度の水質検査で、濃度変化の最も高かった地点①～③間の3地点で追加検査を実施。
- ☑ 現地踏査(R7.4.22)において、①～源武橋(定期モニタリング地点)間の河川敷地周辺には、PFAS流出の要因となる様な廃棄物等の残置・投棄は確認されず。



大きな濃度変化は確認されず。次年度においても引き続き、源武橋で四半期毎の定期モニタリングを実施し、継続的に水質状況を監視する。